

5/27 初回

介護保険 負担増続く懸念

介護保険法などの改正案が今国会で成立する見通しとなり、現役世代並みの所得がある高齢者のサービス利用料の自己負担割合が2割から3割に上がることになった。原則1割の利用者負担は、一部を対象に2015年夏に2割に上がったばかり。さらなる負担増を懸念する声が早くも出ている。

▼1面参照

厚労相「能力に応じて」

25日の参院厚生労働委員会。社民党の福島瑞穂氏は「所得340万円以上の人々に3割負担を強いるのは生活破壊そのもの」と訴えたが、負担増そのものを批判する議員はほとんどない。野党第1党の民進党は衆院での審議段階で「一般論としては、応益負担から（負担できる人により多く

負担してもらう）『応能負担』への転換を進めるといふ」とは是認する（井坂信彦氏）とした。

そんな中、法案審議で焦点となつたのはさらなる負担増の可能性だった。安倍晋三首相は4月の衆院厚生労働委で「不斷の見直しが必要だが、基本的な考え方をすり」と答弁。前回の自己負担引き上げからわずか2年で再び負担増を求める改正

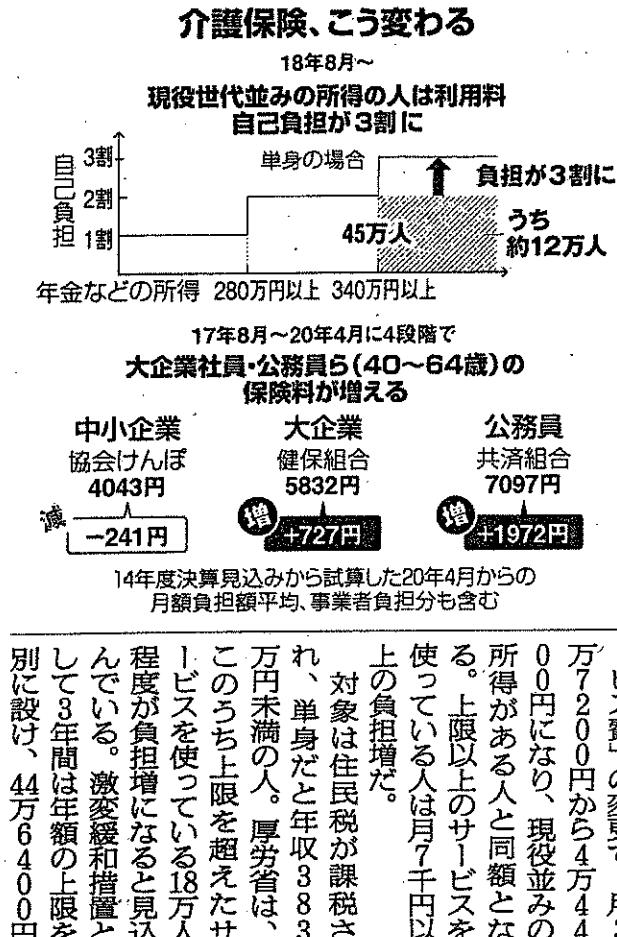
一般所得者も上限額増月4万4千円に

今回の法改正にあわせ、今年8月から一般的な所得のある高齢者が自己負担す

る介護費の月額上限もあがむ。上限を超えた分は後で払い戻される「高額介護サービス費」の変更で、月3万7200円から4万4400円になり、現役並みの所得がある人と同額となる。上限以上のサービスを上の負担増だ。

対象は住民税が課税され、単身だと年収383万円未満の人。厚労省は、このうち上限を超えたサービスを使っている18万人程度が負担増になると見込んでいる。激変緩和措置と一緒に設け、44万6400円

とする。多くの介護サービスを長期間使っている人は現行の月額3万7200円と同等の負担となる。最終的に年間100億円程度の介護費が抑制できるという。



また、高齢者の自己負担割合がどうなるかは、住民税の情報をもとに市区町村が毎年8月に前年度の所得から判定。送られてくる負担割合証で分かる。毎年、单纯に前年度の所得を見ていくため、たとえば5千万円以上の家を売却したといつた臨時の収入があった場合も、負担割合が上がる可能性がある。（松川希実）

ただ、高齢化の加速で介護費用が急増するなか、議論は避けられそうにはない。塩崎恭久厚労相は25日の厚労委で、「負担の能力に応じた範囲内で絶えざる見直しを行っていくなければならない」と述べた。所得の高い層に対して、さらに負担を求める可能性を示唆したが、大和総研の神田慶司シニアエコノミストは「社会保障費が家計を圧迫すれば、将来不安か消費も冷え込む。経済全体に悪影響を及ぼし、立ちゆかなくなる」と懸念する。